

令和 7 年度
超純水製造装置
純水製造装置
調達仕様書

令和 7 年 4 月

大津市健康福祉部保健所衛生課

1 総則

本仕様書は、大津市健康福祉部保健所衛生課における「超純水製造装置」及び「純水製造装置」の調達に適用する。

2 納入場所

大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所 別館 1 階 衛生課試験検査室

3 調達物品要件

調達する物品は下記の規格をすべて満たすものであること。なお、運用上の維持管理の観点から、超純水製造装置及び純水製造装置は同一メーカー品で統一すること。

(1) 超純水製造装置一式 (環境検査用)

1. 給水方法	水道直結式の卓上型であること。一体型装置であること
2. 採水能力	超純水を 1 分間最大 2L 採水できる能力を有すること。 1 日当たり 20 L を一度に使えること。
3. 超純水製造・水質	超純水を製造する工程では、活性炭とイオン交換樹脂から成るカートリッジと UV ランプを経て精製されること。また、JIS 規格 K0557 の A4 グレードを満たし、比抵抗値 18M Ω ・cm 以上の水質の超純水を製造できること。
4. 超純水採水口	本体に超純水の採水口を装備しており、0.2 μ m フィルター又はそれと同等以上のフィルターの接続ができること。
5. 採水量の調整	本体からの超純水の手動採水では、採水量を調整できること。
6. 表示部	表示部は液晶ディスプレイであること。
7. ディスペンサーの設置	超純水用ディスペンサーを装備し接続すること。ディスペンサー採水口に、0.2 μ m フィルター又はそれと同等以上のフィルターを接続できること。
8. ディスペンサーの形状	スタンド型であり、本体から 2.5 メートル以上離して設置が可能なこと。
9. ディスペンサーの数量	超純水採水用 1 台

(2) 超純水製造装置一式 (理化学検査用)

1. 給水方法	水道直結式であり、水道水を一次処理して純水とし、その純水を二次処理して超純水を精製する方式であること。純水超純水製造一体型装置の卓上型であること。
2. 純水精製能力	一次処理水となる純水を 1 時間に 16L 以上精製できる能

	力を有すること。超純水精製用のため純水採水はしない。
3. 採水能力	超純水を 1 分間最大 2L 採水できる能力を有すること。
4. 純水製造・水質	水道水から純水を製造する一次処理工程では、RO 膜処理以上の処理で精製を行い、A2 グレード以上の純水 (A2 又は A3 グレード) が製造できること。また、製造した純水を貯留する純水タンクを有すること。
5. 超純水製造・水質	純水から超純水を製造する二次処理工程では、活性炭とイオン交換樹脂から成るカートリッジと UV ランプを経て精製されること。また、JIS 規格 K0557 の A4 グレードを満たし、比抵抗値 $18\text{M}\Omega \cdot \text{cm}$ 以上、TOC 値は 2ppb 以下の水質の超純水を製造できること。
6. 超純水採水口	本体に超純水の採水口を装備しており、 $0.2\mu\text{m}$ フィルター又はそれと同等以上のフィルターの接続ができること。
7. 採水量の調整	本体からの超純水の手動採水では、採水量を調整できること。
8. 表示部	表示部は液晶ディスプレイであること。
9. タンク方式	タンクは交換式のバックタンクシステム又はタンク内殺菌 UV ランプ及びエアベントフィルター付き専用タンクであること。
10. タンク容量	タンク容量は、50L 以上とすること。
11. ディスペンサーの設置	超純水用ディスペンサーを装備し接続すること。ディスペンサー採水口に、 $0.2\mu\text{m}$ フィルター又はそれと同等以上のフィルターを接続できること。
12. ディスペンサーの形状	スタンド型であり、本体から 2.5 メートル以上離して設置が可能なこと。
13. ディスペンサーの数量	超純水採水用 1 台

(3) 純水製造装置一式 (微生物検査用)

1. 給水方法	水道直結式であり、水道水を処理して純水とする方式で、卓上型であること。
2. 精製能力	A3 グレードの純水を 1 時間に 10L 精製できる能力を有し、採水できること。
3. 採水能力	純水を 1 分間最大 3L の純水を採水できること。
4. 純水製造・水質	水道水から純水を製造する工程では、RO 膜処理後にイオン交換方式で精製を行う仕様で、純水を製造し、採水で

	きること。また、精製された純水の水質は比抵抗値 $5\text{M}\Omega \cdot \text{cm}$以上、微生物含有率 $10\text{CFU}/1000\text{mL}$ 以下であること。 製造した純水を貯留する純水タンクを有し、純水をディスペンサー採水できる機能を装備すること。
5. 採水口	ディスペンサーから採水可能であれば、本体に採水口は無くても良い。
6. 表示部	表示部は液晶ディスプレイであること。
7. タンク方式	タンクは交換式のバックタンクシステム又はタンク内殺菌UVランプ及びエアベントフィルター付き専用タンクであること。
8. タンク容量	タンク容量は、 50L 以上とすること。
9. ディスペンサーの設置	純水用ディスペンサーを装備し接続すること。ディスペンサー採水口に、 $0.2\mu\text{m}$ フィルター又はそれと同等以上のフィルターを接続できること。
10. ディスペンサーの形状	スタンド型であり、本体から 2.5 メートル以上離して設置が可能なこと。
11. ディスペンサーの数量	純水採水用 1 台

(4) 付属品

1. 水漏れ検知器	水漏れ検知器(リークセンサー)を設置すること。
2. 昇圧ポンプ	水道水の供給水圧が高くないため、水圧の昇圧ポンプが必要である可能性がある。

(5) 消耗品一式

1. 基本オプション等 消耗品一式	装置を正常に起動・使用する上で必要不可欠な消耗品類一式 (稼働一年間に交換が必要なメンテナンス用消耗品を含む)
----------------------	--

4 参考品

超純水製造装置 1 台 (環境検査用)

ザルトリウス

1. 超純水製造装置本体	アリウム Pro H2O-PRO-UV-T
2. ディスペンサー	スタンドタイプ リモートディスペンサー 超純水採水用
3. 消耗品 (1年以内の交換部品)	水道水用カートリッジ H2O-U-PACK×1 (交換 1 年毎) ファイナルフィルター×4 (採水口 2 か所、交換 6 か月毎)

超純水製造装置 1 台（理化学検査用）

ザルトリウス

1. 超純水製造装置本体	アリウム comfortI H2O-I-2-UV-T
2. 純水タンク	50L バッグタンク（内臓ポンプなし） （アップトランス、ブースター（昇圧）ポンプ）
3. ディスペンサー	スタンドタイプ リモートディスペンサー 超純水採水用
4. 消耗品	プリトリートメントカートリッジ×4（交換 3 か月毎） RO モジュールクリーニングセット×3（交換 4 か月毎） 50L バッグ 2 枚入り×1（交換 6 か月毎） 超純水カートリッジキット×1（交換 1 年毎） ファイナルフィルター×4（採水口 2 か所、交換 6 か月毎）

純水製造装置 1 台（微生物検査用）

ザルトリウス

1. 純水製造装置本体	アリウム advance EDI H2O-EDI-2-T
2. 純水タンク	50L バッグタンク（内臓ポンプなし） （アップトランス、ブースター（昇圧）ポンプ）
3. ディスペンサー	スタンドタイプ リモートディスペンサー 純水採水用
4. 消耗品	プリトリートメントカートリッジ×4（交換 3 か月毎） RO モジュールクリーニングセット×3（交換 4 か月毎） ソフトナー×2（交換 6 か月毎） 50L バッグ 2 枚入り×1（交換 6 か月） ファイナルフィルター×2（採水口 1 か所、交換 6 か月毎）

5 機器の納入及び設置等

- （１） 日本語で記載された機器使用説明書をそれぞれ添付すること。
- （２） 物品は入札時点で製品化されていること。
- （３） 物品は中古品不可とし、全て新品であること。
- （４） 調達する物品の設置（運搬、搬入、配管、配線、電気工事を含む）及び調整、並びにそれに伴い必要となる器材の用意についても全て納入者の負担で行うこと。
なお、機器の設置は現状の作業動線を変えず、本市職員と協議のうえ指示に従うこと。
- （５） 本体及び付属機器を適正に設置するために、実験台の移動等とそれに伴う既設機器の移設等を行う場合は、全て納入者の責任のもとに行うこと。
- （６） 調達物品の搬入、据付、調整等については、当施設の業務等に支障を与えないように本市職員の指示に従うこと。

- (7) 調達する物品の搬入、据付、調整等にあたって、万一既設建物等に破損を与えた場合は、納入業者が責任をもって元の状態に復旧させること。
- (8) 納入場所が市役所内であるという特殊性を十分認識し、作業の際には防音対策及び安全性、清潔環境確保に努めること。
- (9) 検査室で現在使用中の現行機器（ザルトリウス アリウム Comfort II 2 台及びザルトリウス アリウム AdvanceEDI 1 台）は納入業者が責任をもって引き取ること。

6 保証、研修

- (1) 使用開始後 1 年以内において、通常の使用により故障が生じた場合は、直ちに納入者の負担により修理又は代替品でこれを保証すること。
- (2) 納品時、職員が機器の操作を行える状態になるよう技術指導すること。
- (3) 納入後、職員が日常メンテナンスを行えるよう調達物品を使用しての技術指導を行うこと。

7 留意事項

- (1) 入札に参加する事業者においては、入札参加資格確認申請書提出前に、検査室内の納入場所（現行機器設置場所）を確認し、設置に問題がないことを確認の上、入札参加資格確認申請書を提出すること。
- (2) 特に参考品以外の機種で入札に参加する場合にあっては、納入場所確認の際、設置方法について職員に説明し、入札参加資格確認申請書提出時に、**同等品確認申請書及び装置のカタログ等、装置性能の分かる書類**を提出すること。
- (3) 本仕様書に明記がない事項については、本市と別途協議し決定するものとする。
- (4) 契約締結後において、受注者の都合により調達物品の仕様を変更する必要がある場合、契約金額及び納入期限の変更は認めない。